

消費者の自立を支援するために

マネートラブルに かつ!

[改訂第6版]

仮想通貨……
もうかるのかね?

在宅でカンタンに稼げるって
言ったのに～～

明日は支払日…仕事が
手につかない

たとえ先輩でも
マルチ勧誘はお断りだ!!

架空請求!? 迷惑メール!?
みんなブロックだ!!

借金問題の解決法は
必ずある!!

何度もゲーム課金してるけど
過剰課金になってない?

泣き寝入りはダメ!!
「188」に連絡せよ!!

契約する前には一度
冷静になろう!

相手はだましのプロ。
ひとりで悩まず、まず相談!!

いくら借金がカンタンでも
金利チェックがキモでしょう



労働金庫（ろうきん）は、労働組合や生活協同組合のはたらく仲間が、お互いを助け合うために資金を出し合っつくと、協同組織の福祉金融機関です。

ろうきんは、はたらく仲間の金融ニーズや福祉ニーズに応えるために、独自の金融機能を発揮し、生活を守り向上させることを目的に活動しています。

本冊子『マネートラブルにかつ！』は、バブル崩壊後、全国のろうきんに多重債務相談が多く寄せられ、2002年に自己破産者が20万人を超えたことをきっかけに、マネートラブルの未然防止を図り、併せて中央労福協が主導する「高金利引下げ運動」支援のため、05年1月に初版を発行しました。06年12月には画期的とも言われる「改正貸金業法」が成立しました。以降、お金に関する幅広いトラブルの解決や啓発をめざし、改訂版を発行しています。また、今日まで、はたらく仲間はもちろんのこと、学生など様々な方を対象に、全国各地で消費者教育を実施しています。

19年3月、全国労働金庫協会はSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向け、協同組織金融機関としての役割発揮を強化するため、「ろうきんSDGs行動指針」を策定・公表しました。SDGsのスローガンである「誰一人取り残さない」や、いわゆる「金融包摂」の考え方は、ろうきんの設立経緯や理念、ビジョンと合致するものです。

こうした中、新たに「キャッシュレス化と世代を超えた消費者被害」「成年年齢の引き下げ」「多重債務問題と自己破産増加」「奨学金問題」など、知っていただきたい問題が増えたことから、最新の掲載内容で改訂第6版を発行することといたしました。

皆さまが知識や情報を正しく理解し、主体的に判断できる自立した消費者として、マネートラブルのない生活を送られるよう、本冊子を様々な場面で活用いただけると幸いです。

『マネートラブルにかつ！』を推薦します

労働者福祉中央協議会（中央労福協）

会長 神津 里季生

本冊子は全国の企業・労働組合・学校・自治体などで幅広く活用され、300万部以上発行されている定評ある冊子です。

私たち中央労福協は、70年を超える歴史を持ち、労働団体と労金・こくみん共済coop・生協などの協同組合、全国47地方労福協で構成する中央組織です。「すべての働く人の幸せと豊かさをめざして、連帯・協同で安心・共生の福祉社会をつくります」を理念に掲げ、この20年では多重債務防止へ向けた法改正を実現し、奨学金制度改善やセーフティネットの拡大など社会的課題の解決にも取り組んでいます。

世界的に貧困・格差の拡大が深刻な問題となっている中、日本でも知識不足で消費者被害に遭い、孤立や社会的排除に陥る事例も、世代を問わず生じています。

消費者教育推進法は、消費者が「公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会」として「消費者市民社会」をビジョンを掲げました。政府も各ライフステージと学校・地域・職域など様々な場での消費者教育の推進を掲げています。

本冊子が消費者被害の防止はもとより、消費者市民社会や消費者教育の具体化に向けた強力なツールになることを期待し、本冊子が活用されることでマネートラブルのない社会が実現することを心から願っています。

改訂第6版発行にあたり

監修 勝又長生

消費生活コンサルタント

「質屋と高利貸しから労働者を解放するために！」ろうきんの設立趣意書に掲げられた言葉です。その思いは1980年前後の「サラ金地獄」、バブル崩壊後の「多重債務問題」へ引き継がれます。特に2002年から3年連続で自己破産20万件超という異常事態が続き、多くの労働者と家族が巻き込まれたとき、ろうきんは多重債務や消費者問題を未然に防ぐため、04年『今、なぜ多重債務問題か！』、05年1月『マネートラブルにかつ！』を立て続けに発行し、06年3月には「生活応援運動」を提起しました。

この冊子は06年12月「貸金業法改正」や08年6月「特定商取引法・割賦販売法の抜本改正」の場でも活用されました。09年9月「消費者庁発足」、12年12月「消費者教育推進法の施行」を経て、消費者の自立が推進されていますが、現実の被害は複雑・高度・重層化しています。監修者として本冊子初版から、また80年代の労金職員時代から多重債務問題に取り組んできましたが、若者や高齢者が標的にされ、認識度のより高い現役世代の役割が重要さを増していると感じています。

協同組織の信条は「社会的責任」です。その原則・使命の「教育・訓練及び広報」の取り組みがいつそう進むことを期待しています。

マネートラブルにかっ! [改訂第6版]

消費者の自立を支援するために

目次

マネートラブルのリアル

- 1 借金は「悪」なのか!? 4
- 2 ハンパない!? カードローン 5
- 3 キャッシュレスはおトク!? 6
- 4 ネット社会は弱肉強食!? 7
- 5 SNS の誘い、断る勇気ある!? 8
- 6 すぐそこにある消費者トラブル 9

多重債務に NO !

- 借金はこんなにカンタン!! 10
- 多重債務への下り坂 12
- そのローン、大丈夫!? 14
- 多重債務問題は必ず解決できる!! 16



悪質商法に NO !

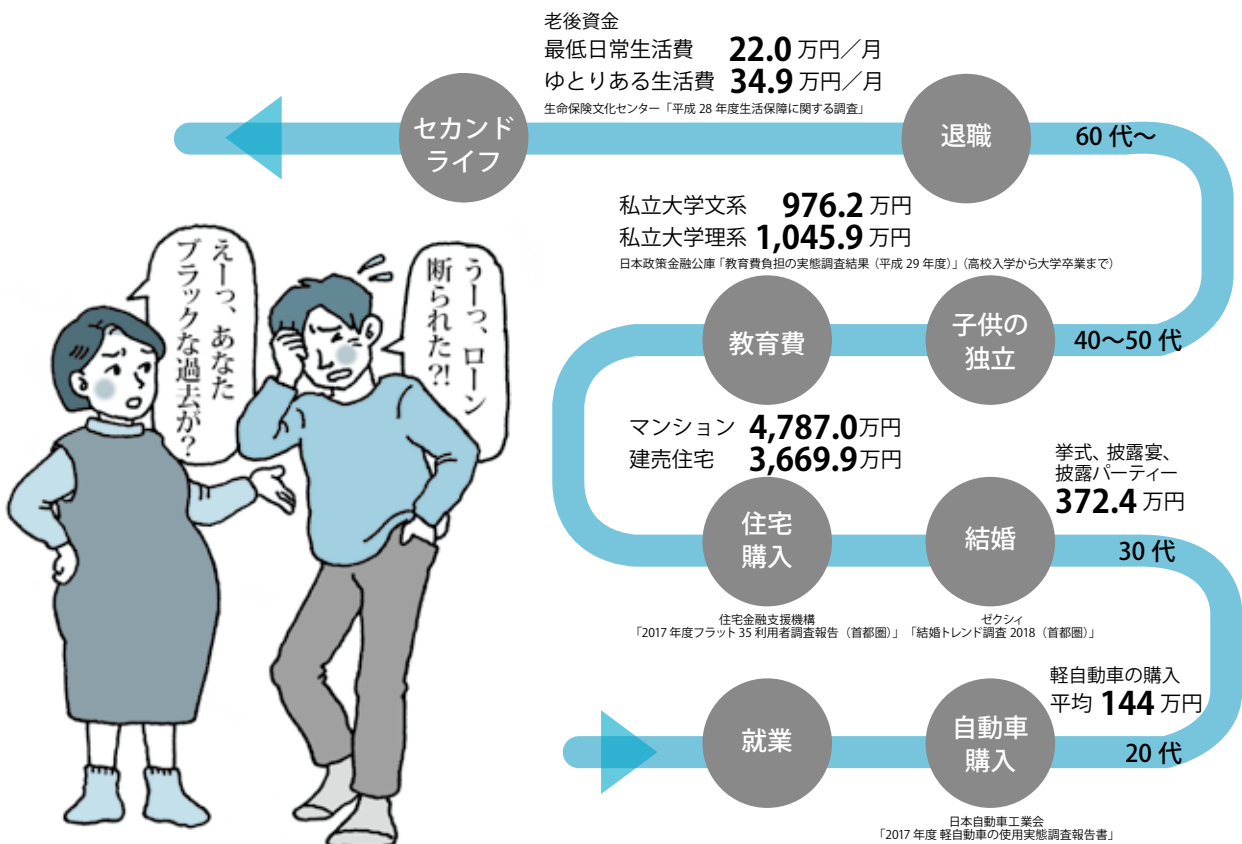
- ネット社会のダークサイド 18
- 「楽しもうかる」は無い!! 20
- 相手はだましのプロ 22
- 泣き寝入りはしない。すぐ行動! **解決法** 24



解決策はある!

- 困ったときは、まず相談 **解決法** 26
- ろうきん多重債務相談ダイヤル **解決法** 27

借金「悪」なのか!?



お金の使い方は十人十色。就職して安定収入が得られるようになったら将来設計のためのシミュレーションが必要で、自分のためだけに支出していた独身時代とちがって、家庭を持つとお金の使い方も変わります。

将来設計にマネープランを

結婚、住宅購入、子供の教育……ライフイベントには大きな資金がかかります。もしものケガや病気、老後も想定しなければなりません。若いうちから生活基盤をつくるための貯蓄や運用が必要ですが、イベントにかかる支出は膨大で、自力で一括払いするのは困難です。そんなときの強いサポート役となるのがローンです。

堅実なマネープランを実現しようとする人にとって、ローンは夢をかなえ、豊かな生活を楽しむための重要な手段の一つです。でも、ローンは「借金」です。誰もが審査を通るわけではありません。ローンの返済も滞ったら一大事です。

お金や消費に役立つ知恵を

例えば携帯端末の分割払いや奨学金の返済が3カ月滞ると、個人信用情報に記録され、延滞が解消しても最低5年間は「異動情報(いわゆるブラック情報)」として残ります。個人の信用はいつきに落ち、以後のクレジットカードや自動車、住宅ローンなどの審査の障害になります。

実生活で役立つ知恵をリテラシーと呼びます。ネット社会の出現でお金や契約にともなうトラブルが増え続けるいま、それらに対処できるマネー・リテラシーや、賢い消費をするための基本的な知識を身につけたいものです。

自己破産予備軍

12
ページ

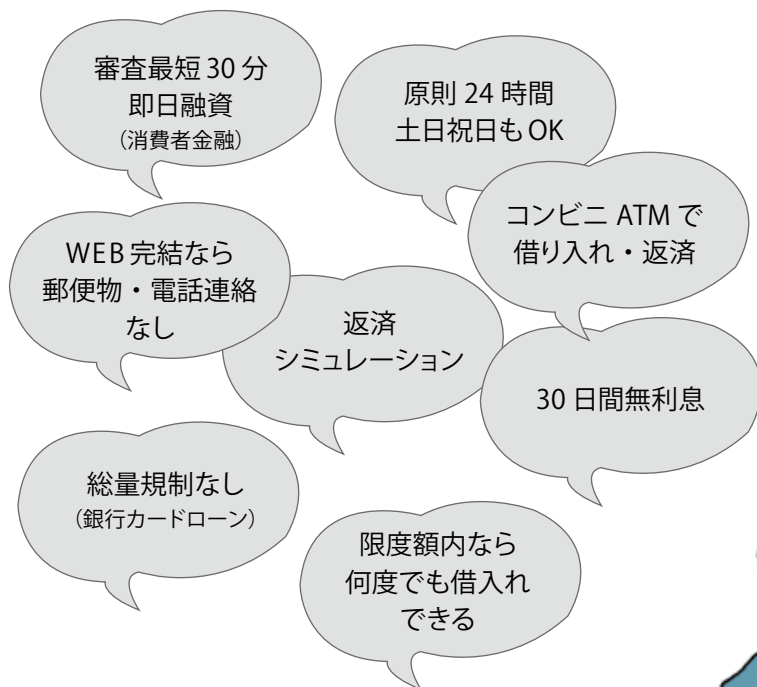
多重債務

16
ページ

消費者教育推進法

26
ページ

ハンパない!? カードローン



※金融機関が個人を対象に、使用目的自由の無担保融資を行う
カードローンは「フリーローン」とも呼ばれています



銀行系なら安心!?
銀行はローンの審査、リスク管理などのノウハウを消費者金融業者に依存し、強力なタッグ

銀行カードローン急拡大の原因は総量規制がないこと。銀行は貸金業法の対象外だからです。もう一つの原動力は、多くの消費者金融業者が銀行と提携し、信用保証会社として生き延びたからです。

誰も予測できなかった展開
貸金業法改正のポイントとは、消費者金融(サラ金)の「高金利」「過剰貸出」「過剰取り立て」を規制し、年収の3分の1を超え融資を禁じる「総量規制」を導入したことでした。

銀行カードローンの貸付残高は5・7兆円(2019年3月金融庁)に達し、再び多重債務問題再燃の危機が叫ばれています。2006年、多重債務で自己破産者が増え、貸金業法が改正されました。当時の貸付残高は3兆円超、いまのカードローンの伸びの異様さがわかります。

関係が生まれました。

消費者金融は「銀行系カードローン」を名のり、銀行のブランド力も利用して大々的にCMを流しています。以前、多重債務で問題視されたのは借金のATMともいえる「無人機」でしたが、いまはどうでしょう?

ネットを通じて誰にも知られず借金を申し込み、「最短30分、即日融資」「手軽さと安心」を売りに、銀行カードローンは若者からシニアまで幅広く利用者を増やしています。お金はコンビニのATMから引き出せ、窓口に行く必要もありません。金利は15~18%と高金利のまま。気がつけば多額の借金の返済に苦しむ人が増えています。

カードローン

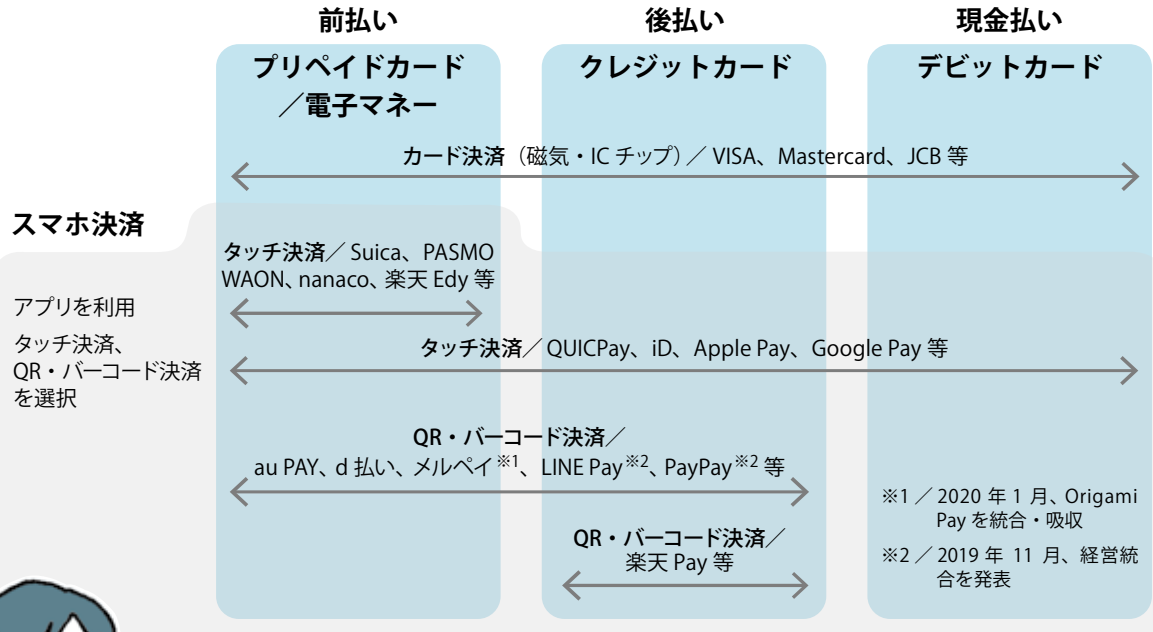
10
ページ

総量規制

10
ページ

キャッシュレスはおトク!?

キャッシュレスの世界は、まだまだ変わる。アカウント管理、利用明細チェックは必須



(2020 年 2 月現在)



オートチャージにポイント還元、まるで魔法の財布だね。

知らないうちにリボ払いにされないように

キャッシュレス化へ！

日本のキャッシュレス決済比率は18・4%、先進国・韓国の89・1%には遠く及びません。政府は2025年までにそれを40%まで引き上げるとしています(2018年4月 経済産業省)。

キャッシュレス化で社会をスリム化し、増大する外国人観光客の利便性も高める狙いです。

納得の決済方法を選ぶ

キャッシュレスは、「前払い」「後払い」「即時払い」などお金をいつ支払うかに加え、さまざまなインターフェースが絡んで、とても複雑になっています。とくにスマートフォンによる決済はまだまだ変化しそうです。

アカウント管理

19
ページ

フィッシング詐欺

19
ページ

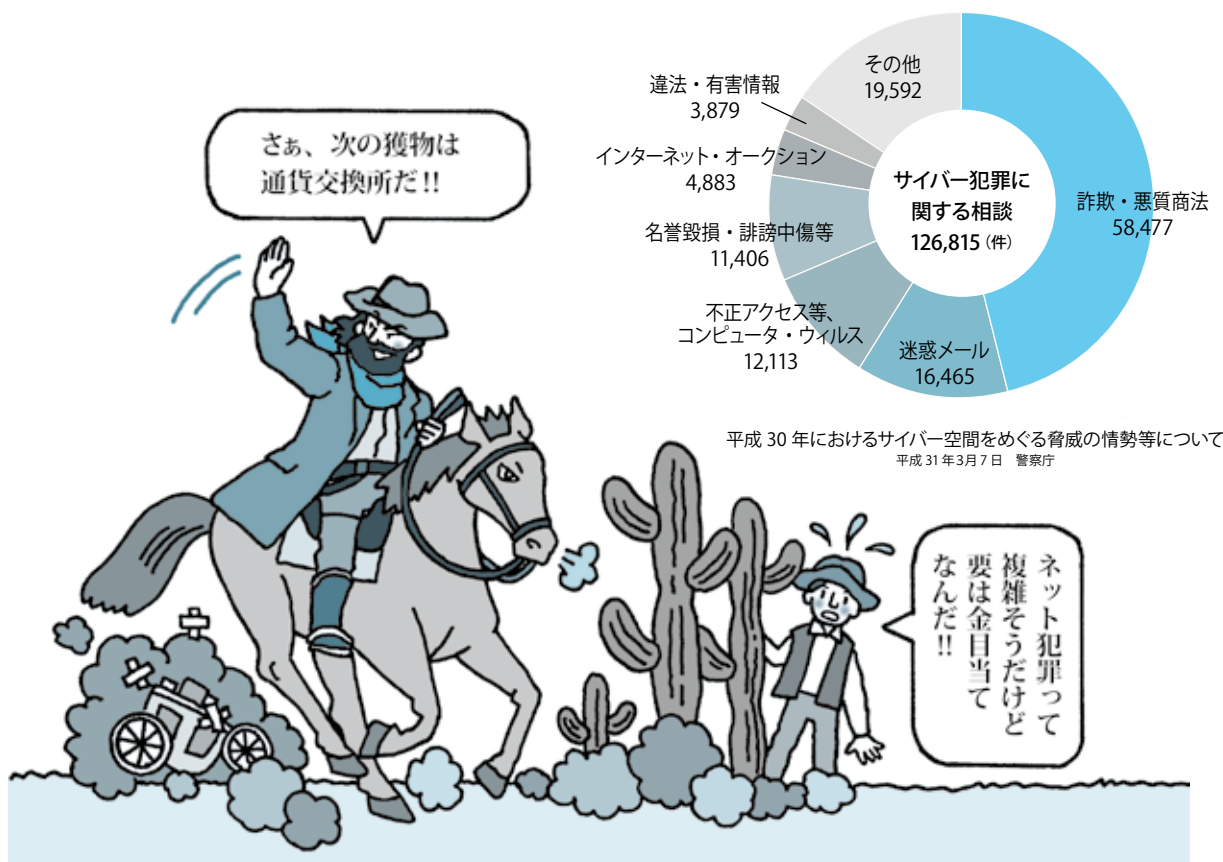
ネットにおけるマネー管理

インターネット・バンキングの不正送金被害は2019年9月から急増しています。被害の多くはフィッシング詐欺によるものと見られています。IDやパスワードは使い回しをやめ、厳密な管理が必要です。

キャッシュレス決済にはオートチャージ機能もありますが、自分がいくら使ったかわかりにくく、常に利用明細のチェックが必要です。リボ払いと紐付けされると多重債務に陥る危険もあります。

目先のポイント還元で惑わされず、セキュリティ面も含め、納得して決めましょう。

ネット社会は弱肉強食!?



だましのプロがウヨウヨ

私たちの日常生活に欠かせないインターネット。子供から高齢者まで幅広い世代に浸透しているスマートフォンからの利用も一般的です。

迷惑メールは原則、ネット利用者全員に届きます。問題はそこから。詐欺、個人情報の盗み出しは当たり前、獲物を狙う「だましのプロ」がネット社会には待ち受けています。

危機を回避して安全にネット社会をわたりきる知識とスキルが必要です。

迷惑メールは無視する!!

架空請求メールは、有料動画の未納料金などを口実に身に覚えのない架空請求でお金をだまし取ろうとします。フィッシング詐欺は、金融機関やネット通販会社などになりすまして口座番号やパスワードをだましとろうとします。

誤作動で登録させたり、不安な心理を利用して個人情報を盗み出そうとするのがネット犯罪の手口です。迷惑メールや添付

ファイルを開かない、URLをクリックしない、インストールしない、相手に連絡しないなど「無視する」ことも有効な対処法です。

特殊詐欺は世代に無関係!?

最近、世代を問わず被害が増えている特殊詐欺。架空の有価証券の取引、ギャンブル必勝法提供、異性との交際あつせんなど「必ずもつかる・うまい話」で誘い、現金をだましとる詐欺です。「オレオレ詐欺」「還付金詐欺」など特殊詐欺の被害総額は約363億円(平成30年警察庁)にものぼります。

架空請求

18

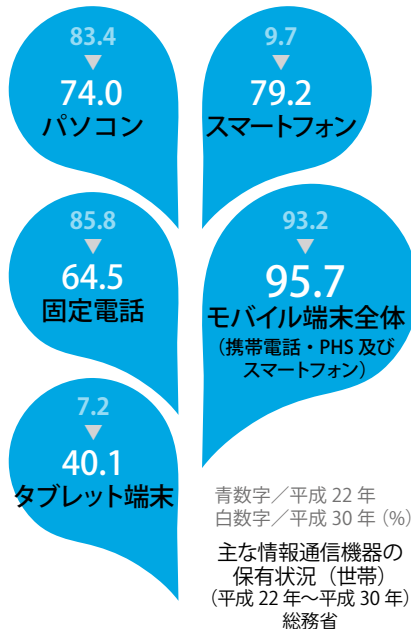
ページ

ネットショッピング

19

ページ

SNSの誘い、断る勇気ある!?



いいニュースも、デマも

災害時の安否確認や緊急情報、支援情報など、SNSはたいへん効果を発揮します。いっぱいうで面白半分の悪質なデマも拡散しています。

誰もが自由に書き込み・発信できるSNSの利点か、誹謗中傷などで「炎上」し、コミュニケーションに深刻な影を落とす場面が増えています。

アカウント管理は厳密に

SNSはインターネット上に氏名、メールアドレス、写真などを公開してコミュニケーションの輪に参加しますが、プライバシーの公開は最小限にとどめなくてはいいけません。スマートフォンの位置情報やスマートフォンで撮った写真からは、所在地や自宅の位置が簡単に割りだされてしまうこともあります。

イベント情報や興味をひく広告などで「アプリ連携」「SNS認証」のような表示をうっかり許可認証してしまうと、個人情報から友人リストまで盗まれてしまい、あなた名義で詐欺サ

イトへの誘導メールが始まりかねません。逆に、知人の名前であなたのアカウント情報や認証情報を聞いてくる場合は要注意です。

アカウント乗っ取りや不正ログインを防ぐため、ID、パスワードの使い回しは避けましょう。

アカウント乗っ取りや不正ログインを防ぐため、ID、パスワードの使い回しは避けましょう。

ネットからリアルに??

「友達」と「ただの知り合い」、その区別は微妙です。SNSの知り合いから誘われるという信用してしまいがちですが、相手に実際に会ってみたら商品売りつけられたり、不本意な契約をさせられるかもしれません。SNSの誘いだからと警戒を怠ってはダメです。

情報商材詐欺

20
ページ

アポイントメント
セールス

22
ページ

すぐそこにある消費者トラブル

国民生活センターに寄せられた相談トップテン（2018年度）

順位	商品・役務等	件数 / 割合 (%)	増減
1	商品一般（架空請求含む）	227,605 / 23.0	▲
2	デジタルコンテンツその他	74,354 / 7.5	▼
3	健康食品	32,735 / 3.3	▲
4	インターネット接続回線	32,673 / 3.3	▼
5	家賃アパート・マンション	32,342 / 3.3	▲
6	フリーローン・サラ金	25,108 / 2.5	▼
7	移動通信サービス	23,595 / 2.4	▼
8	化粧品	20,225 / 2.0	▲
9	アダルト情報サイト	18,695 / 1.9	▼
10	相談その他	14,182 / 1.4	▲

※ 増減は 2017 年度との比較

※ 国民生活センター「2018 年度のPIO-NETに見る消費生活相談の概要」より作成



相談は氷山の一角。被害額は5兆円超!?

消費者庁では 2013 年から毎年、「消費者被害・トラブル額の推計」結果を発表しています。これで見ると、実際に消費生活センターに寄せられる相談件数は1割以下。あとは泣き寝入り!?……推計からは、日本全体での消費者被害の大まかな規模や高齢者の潜在被害なども予測されます。

● 消費者被害・トラブル額の推計結果

年度	国民生活センター集計 PIO-NET 実際相談件数	消費者庁発表 推定件数	消費者被害推計結果 既払金推定額（年額）
2016 年	89.1 万件	969 万件	4.8 兆円
2017 年	94.1 万件	1,138 万件	4.9 兆円
2018 年	99.2 万件	1,098 万件	5.4 兆円

※「既支払推定額」は、実際に消費者が事業者を支払った金額にクレジットカード等による将来の支払いを加えたもの。 ※推定額は、15 歳以上の人口、被害・トラブルの発生確率、PIO-NET データを基に算出

誰もが被害者になる

若者や高齢者を狙う悪質業者は必ずいます。街中のアンケートをきっかけにキャッチセールスにつかまり、高額なクレジット契約を結ばされる、強引な訪問販売で大量の購入契約を押し付けられる……。

クレジットの返済に行き詰まり、カードローンや消費者金融から「借りて返す」を繰り返すと多重債務はすぐそこです。

消費者トラブルもきっかけはごく身近にあります。もし悪質業者の手に乗せられてしまっても泣き寝入りせずに、契約を解除する方法や、払ってしまったお金を取り返す手段があることを覚えておきましょう。

お金がなければ借りても

スマートフォン の普及でいろいろな情報に触れ、気になった商品やサービスを気軽に手に入れることができる便利な世の中です。そのため消費者トラブルはあらゆる年代で起きています。

悪質業者の前では「お金がな

い」は断る理由になりません。彼らは手とり足とり、学生ローンや消費者金融からお金を工面する方法を教えてください。

18 歳から成人になる…

2022 年 4 月 1 日から民法の成年年齢が 18 歳に引き下げられます。民法では未成年者が親の同意を得ずに契約した場合、原則として契約を取り消すことができますが（未成年者取消権）、成人となる 18 歳、19 歳はこの対象外となります。18 歳になる前に、契約に関する正しい知識や相手に押し切られない力、断る勇気を身につける必要があります。

マルチ商法

20
ページ

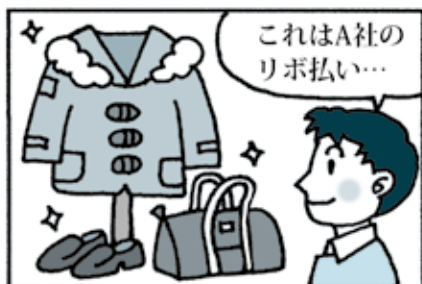
キャッチセールス

22
ページ

クーリング・オフ

24
ページ

気づいたら100万円



ここをチェック! リボ払いなら返済が楽と使い続けると、借入金には常に限度額にはりついたまま。お金の出入がひと目でわかる「家計簿アプリ」で管理してみたら。

えっ、Web 完結!?



ここをチェック! 便利すぎると借金するという感覚がうすれます。過剰貸付、遅延による高金利、多重債務へと誘導されないよう、計画的に。

多重債務にNO!

借金はこんなにカンタン!!

個人が用途を問わず無担保で借金することが、いまほど簡単な時代はありません。銀行カードローンの広まりは利用者の「借金」のイメージを変え、即日融資やWeb完結などが便利だから。

らと高金利でも消費者金融を選ぶ若者も増えています。ちゃんと返済できる額なのか? 金利は? などの比較は欠かせません。なにより安易な借金をしない計画性が必要です。

借金をしている感覚がない?

いま、銀行カードローンや消費者金融の広告を見ない日はありません。Web完結、初回30日間利息無料など、便利さをうたう個人向けの無担保融資(フリーローン)は利用者の「借金をしている」という感覚を麻痺させてしまっています。

銀行や消費者金融の窓口まで行かなくても、申込みから審査、カード作成まででき、しかも借入金の振込みまで対応するところも。家族や同僚に知られずに借金ができるうえ、借入金の引出しや返済も銀行やコンビニのATMが使えるから、便利で人目も気にしないうすみます。

そんなカンタンな借金の裏にあるのは高い金利です。金利15%~18%と幅がありますが、高額の借入れができない人ほど高い金利が適用されるのです。

銀行カードローンの拡大から

改正貸金業法は、総量規制によって個人の借り過ぎを防ぐため、借りられる上限を年収の3分の1までとし、複数社から借り入れても、クレジットカードのキャッシングをしても、借りすぎないように規制しました。

しかし銀行は貸金業法の対象外のため、総量規制で借りられない人たちが銀行のカードローンへ向かうことにな

利息制限法の上限金利

利息制限法では、お金を貸した場合の上限金利が決まっています。これを超える金利での貸付けは民事上無効で、出資法の上限金利(20%)を超えると刑事罰の対象ともなります。払う必要はありません。

貸付額が 10 万円未満のとき …… 年 20 %
 貸付額が 10 万円以上 100 万円未満のとき …… 年 18 %
 貸付額が 100 万円以上のとき …… 年 15 %

利息の計算方法

たとえば、消費者金融から10万円を実質年利18%で1カ月(30日)借りたとすると

【利息は】

10 万円 × 18% ÷ 365 日 × 30 日 = 1,479 円

$$\frac{\text{元金(残高)}}{365 \text{ 日}} \times \text{実質年率} \times \text{日数} = \text{利息}$$

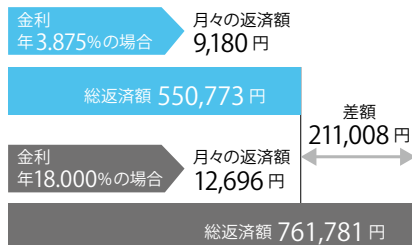
【返済額は】

借りた金額 (元金) + 利息 = 10 万 1,479 円

金利シミュレーション

借入れがカンタンなほど、金利は高く設定されています。担保や保証人なしで貸付けを行う場合、借入れ人の信用やリスク、調達金利などが加算されるからです。

●50 万円を各金利で借りて 5 年で返済すると



※金利計算は元利均等月賦返済方式で計算
 【中央ろうきん】ホームページより作成

小口融資

金利、気にしないの？



ここをチェック！ カード・キャッシングで業者が示す最低金利の対象となるのは高額の借入れの場合に多く、ほとんどの人には無縁な数字です。

消費者金融

限度内なら何度でも



ここをチェック！ 限度額内なら何度でも OK の言葉につられてつい借りすぎてしまいがち。返済が滞ると高い遅延損害金を払わないといけなくなります。

借金とは安易なほうに流れる。銀行が審査や融資を厳しくすると借り手は即日融資や年収証明書不要(50万円以下の場合)など、なるべくカンタン・手軽に借金ができる道を求めます。Web上には、そんな融資をする金融機関の案内があふれています。消費者金融は限度額内なら何度でも繰り返し借入れできます。借金のハードルが下がり、借金しているという感覚も麻痺してしまいます。

自己破産をする人は減る傾向にありましたが、実は2016年を境に増え始め、2018年は約7万3000件に達しています。これはバブル崩壊のただ中であつた1992年の約4万3000件と比べてもいかに高い数字かわかります(数字は最高裁判所調べ)。

借金をしないに越したことはありませんが、どうしても必要な場合もあります。その場合はまず金利を比べ、返済できる金額にとどめるべきです。

誰か止めてっ!!



ここをチェック! やめたくてもやめられず借金を繰り返す……それは「ギャンブル依存症」という病気です。医療機関や自助グループに相談し、サポートを受けましょう。

「課金」パワー、全開。



ここをチェック! ゲームでの課金は、少額でも気がつくともまとまった額に。自分なりの課金限度額を決める必要があります。また「ゲーム依存症」の疑いもあります。

多重債務にNO!

多重債務への下り坂

★
カンタンに借金できる……それは、誰もが多重債務者になるリスクを抱えていることです。無理なく返せる金額だったのに収入が減ったり、ケガをして働けなくなったとたん返済が滞って

しまう。その間に金利がかさみ、返すためにさらに借りる悪循環へ。銀行も消費者金融も貸してくれないからとヤミ金融へ……カードローンを利用するあなたの心構えは大丈夫ですか?

生活費のために借金!?

急な支出を除けば、借金は毎月の収入やボーナス、貯金で返せる範囲内のはず。借金は「月末足りない分だけ」「すぐ返せるから」などの軽い気持ちから始まります。しかし、勤め先が倒産したり、病気やケガで働けなくなったりすると返済が難しくなります。そうなる借金返済のために借金したり、借入先を増やして当座をしのぐなど悪循環に陥ります。

多重債務の相談者の多くが借入の目的にあげているのは「生活費補填」「失業・転職・収入減」のため。「遊興・飲食・交際」を上回っています(日本クレジットカウンセリング協会)。

「自己破産予備軍」は13万人も??

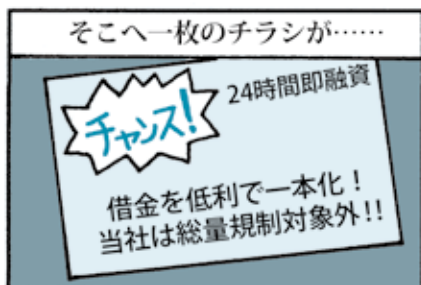
高金利な消費者金融のカードローンやクレジットカードのキャッシングを重ねると、借金は雪だるま式に増えていきます。信用情報機関には、複数の業者からいくらか借り、返済状況は……などの個人情報すべて登録されています。クレジット・信販会社の情報機関CICのデータでは登録人数約1157万人のうち、5件以上の借入れがある人は13万人、貸付残高は約3367億円(2019年12月)に達しています。自己破産目前の人がこれだけいるという戦慄すべき現状です。

生涯借金づけ…



ここをチェック! ヤミ金は、どこからでも借入れできなくなった人を狙い撃ちします。苦しまぎれに利用すると、借金地獄から抜け出せなくなります。手を出してはダメ。

「一本化」は味方?



ここをチェック! 「おまとめローン」は低い金利で借りかえてこそ意味があります。名目ばかりの「一本化」は、かえって事態を悪くします。冷静に判断しましょう。

借りて返すは最悪



ここをチェック! 他社から借りて返済にあてる、これは多重債務そのもの。新たな借入れは事態を悪化させるだけ。借金の全貌を把握して解決策を!!

債務(借金)の「一本化」

複数から借りたローン残高をまとめて、毎月の返済額や金利負担を軽くしようというのが債務の「一本化」。借金を低減するものではありません。

銀行や消費者金融の「おまとめローン」的な商品は、総量規制の対象外。例外ですが、実際は高金利です。

審査は厳しく、時間がかかるとしても、月々の返済額を抑え、無理なく生活を立て直すためには低い金利の金融機関へ借りかえることが大切です。

「ヤミ金」は犯罪!!

もうどこも貸してくれない……そんな状況でもヤミ金の誘いには乗ってはダメです。ヤミ金にかかるとう一生借金漬けになってしまいます。

「ヤミ金融業者」は、金融業者の登録が無く、違法な高金利で貸付け、脅迫的に返済を迫ります。居場所を特定されないように固定電話を使わないので「090金融」とも呼ばれます。「クレジットカードのショッピング枠の現金化」と誘う「買取屋」の場合、購入金額は安く叩かれ、利用者には商品のローンだけが残ります。

ヤミ金の被害にあつたら、警察、消費者生活センター、法テラスなどに相談するとともに、家族や身近な人にも知らせておく必要があります。

使いすぎてない？



ここをチェック！ クレジットカードは決済したら終わりではなく、後払いが待ち受けています。自分の返済能力を考えて、利用限度額は低めに設定しましょう。

マジ、返済できてる!?



ここをチェック！ 一見、月々の返済が楽なリボ払い、実は高金利です。買い物をするほど支払い期間が延び、金利がかかります。リボ専用カードは要注意!!

多重債務にNO!

そのローン、大丈夫!?

クレジットカードは、ショッピングなどの代金をカード会社に立て替えてもらい、ローンで支払います。これは、消費者・カード会社・販売店の三者間契約。消費者金融から借入れる場合

も契約にもとづいています。契約は、約束の内容が守られないと法的な拘束力を持ち、一方的に解約することができません。ローンでトラブルになると、即、多重債務に繋がりがありません。

ローンとクレジット

ローンもクレジットも借金です。借金がきちんと返済できるのかどうか、契約時には申込者の「信用」を「審査」します。契約すると、個人情報、取引に関する情報（いつ、どこで、いくら使ったかなど）、取引から発生する情報（残高不足、延滞など）が指定信用情報機関に登録されます。

個人信用情報は一定期間を過ぎたものは抹消されますが、延滞状況が続いていると抹消されません。

「リボ払い」は返済がラク??

カードでのショッピングは、1〜2回払い・ボーナス一括払いだと金利や手数料がかからず便利です。しかし、リボ払いや3回以上の分割払いにする15〜18%の高い金利手数料がかかります。

リボ払いは、利用金額にかかわらず毎月の支払額を定額、定率にする返済方法です。毎月の支払額が一定なのでラクだと勘違いしがちですが、支払い期間が延び、残高も分かりにくくなり、カード会社への手数料負担ばかりが増えてしまいます。返済額が低いので借金感覚が麻痺しがちで、つい返しては借りるを繰り返してしまいます。

「リボ専用カード」は止めましょう。

本当にお得なの!?



ここをチェック! 残価保証の条件に違反すると高いペナルティがかかります。残クレ期間が終わる時、そのままローンで乗り続ける場合、金利は高くなります。

甘く見てはいけない



ここをチェック! 返済は14～20年と長期に渡ります。3カ月延滞で信用情報に登録されます。ローンが組めなくなったり、保証人に請求がいく場合もあります。

携帯でブラック!?



ここをチェック! 電話料金ぐらいと甘く見がちですが、見逃せないのは分割払いの端末料金。3カ月の滞納で信用情報に登録されます。安易な滞納はダメ!

うっかり滞納ではすまない

スマートフォンなどの携帯電話端末を分割払い(クレジット契約)にすると、月々の電話料金の請求に端末の分割代金が含まれてきます。うっかりして3カ月滞納すると、端末のクレジット契約が延滞情報として信用情報機関に登録されます。いわゆる「ブラック」、事故情報です。

同様に、うっかり滞納ですまないのが貸与型の奨学金です。登録されると最低5年間はクレジットカードがつかれなくなったり、ローンが組めなくなる場合があります。

「残クレ」は本当にお得??

車両価格の半分(残価)を数年後の下取り価格として、残りを分割払いにするのが残クレ(残価設定型クレジット)。ディーラーいち押しの新車販売方式です。マイカーローンで、という選択もありますので、車の利用状況などを考慮して判断しましょう。

残クレは、車をリースで借りているのと同じこと。走行距離や事故による損傷など、利用上のルール(残価保証の条件)に違反すると高いペナルティを払わされることになります。残クレ期間が終わわり、同じ車に乗り続けようとする、ローン金利は今までよりも高くなるので注意しましょう。

ひとりで悩まない



ここをチェック! ひとりで悩んでいてはダメです。その間にも借金は増えていきます。勇気をだして専門家や身近な人に相談し、解決策を探りましょう。

さらば、ブラック!?



ここをチェック! 何社からいくら借りているか、正確に把握することから解決策が見えてきます。隠しだしても得にはなりません。生活を立て直す強い気持ちが必要です。

多重債務問題は必ず解決できる!!

「借金が返せない、多重債務に陥ってしまった……」、そんな時でも必ず解決法があります。もう借金するアテがないからといって家出や夜逃げ、さらには自殺や犯罪に走るなど論外です。

ひとりで悩まないで、家族や弁護士、信頼できる機関に相談しましょう。解決するのは自分だ、という強い気持ちが必要です。借金を洗いざらい書き出し、現状把握からスタートです。

多重債務とは

複数の業者から借金をして、返済が困難になっている状況を多重債務と言います。

カードローンやカードキャッシングからの借入を重ねたり、詐欺サイトなどで被害にあったり……多重債務に陥る原因はさまざまですが、もっとも深刻なのは低収入による生活費の補填が原因の多重債務です。

借りては返し、目の前の債務を無くしても、根本の家計の問題は解決されず、再び多重債務に陥る危険が高いからです。

早く手を打ち、生活再建をめざす

借金を抱えると誰にも話せず、ひとり悶々と苦しみることになります。その間にも借金はふくらみ、仕事も手につかなくなってしまうのです。

債務を解決するには、いつ、どこからいくら借り、金利は、残高は……状況を洗いざらい把握しなければいけません。信用情報機関に登録されている個人信用情報は自分で開示請求できます。

個人信用情報が事故情報（ブラック情報）として登録されると、最低5年間は新たな借金ができなくなる、クレジットカードやローンカードがつくれなくなる、住宅ローンや車のローンが組めなくなるなどの可能性があります。

多重債務者はヤミ金に狙われる!!

2010年の改正貸金業法の施行から約10年、ヤミ金の存在や怖さを知らない世代が増えてきています。

ヤミ金融とは金融業者の登録が無く、出資法(上限金利20%)違反の高金利で貸付け、暴力的な取り立てをする悪質業者のことです。例えば「トヨン」(10日で4割、年1,460%)、「トゴ」(10日で5割、年1,825%)という途方もない高金利です。

ターゲットは返済に困っている多重債務者や通常の借金ができない自己破産者、事業資金に苦しみ中小零細業者など。巧妙な手口で利用者の完済を阻み、借り手を借金漬けにしています。事務所を持たず携帯電話だけで営業するため、「090金融」とも呼ばれます。ヤミ金は違法です。暴力的・脅迫的な取り立てには毅然と対応し、警察に被害届を。

※登録業者かどうかは金融庁のホームページ「登録貸金業情報検索サービス」で確認

SNSやサイトに潜むヤミ金

メールやFAX、電柱の張り紙やチラシなどで「来店不要・即日融資」「ブラックOK」などと客を集める旧来の方法と違い、最近はSNSや掲示板サイトに紛れこむヤミ金が増えています。「#お金貸します」「個人間融資」など見知らぬ相手の誘いに乗っては絶対にダメ。返済相談やカウンセリングを装って融資を持ちかけたり、ソフトな対応で正体を隠していますが、ヤミ金そのもの。

「給料前借りサービス」は、20万円を前借りすると手数料2万円が引かれて18万円を受取ります。しかし、翌月の返済は20万円。出資法や利息制限法の上限を超える高金利です。「給料ファクタリング」も同じような仕組み。「給料の債権化」や「手数料」を名目に、法の規制をくぐり抜ける悪質な手口です。

その他の手口としては

「携帯電話買取」……携帯電話を現金で買い取ると持ちかけて契約させ、携帯電話は指定業者に送らせて詐取します。手元には携帯電話の支払い義務が残ります。

「クレジットカードのショッピング枠の現金化」……クレジットカードで指定の商品を購入させ、現金で安く買取ります。カード利用者にはクレジットの請求が残し、借金はかえって増えてしまいます。

弁護士・司法書士との提携をかたる悪質業者に注意!

紹介屋、買取屋、整理屋などの悪質業者が弁護士や司法書士と提携して、多重債務の解決・相談を装って近づいてくることがあります。派手な広告も目立ち、不当な債務整理やさらなる借金を負わせるなど多重債務者を食い物にするので注意が必要です。

多重債務の4つの解決法

任意整理

裁判所などの公的機関を利用せずに貸金業者などと話し合い、利息制限法にもとづいて借金の減額などの交渉をします。一括弁済、または分割弁済もできます。ほとんどの場合、弁護士などの法律の専門家に依頼します。

特定調停

債務者本人が簡易裁判所に調停申立てをすると、調停委員が借り手と貸し手の間に入り、和解交渉をあっせんしてくれます。この場合も利息制限法で借金を減額、一括弁済か分割弁済を交渉します。

個人再生

たとえば、負債が5000万円ある人が原則3年で500万円を返済する計画を立て、この計画が裁判所に認められて計画通りに返済が完了すると、残りの負債が免除されます。自己破産と違い、住宅を維持しながら債務整理ができる場合があります。

自己破産

他の解決法が困難なほど多額の借金を抱えてしまった場合の最後の手段。破産手続開始決定を受けただけでは借金は免除されません。免責を申立て、裁判所に認められてはじめて支払い義務がなくなります。この免責は無条件にもらえる訳ではありません。

自己破産のウソ、ホント

全財産なくなる?

不動産があれば処分されますが、最低限生活に必要な家財道具は処分されません。破産手続開始決定後に得た収入は自由に使えます。

就職や結婚ができない?

官報に記載されるだけで戸籍や住民票には記載されません。一般の人が官報を見ることはほとんどありません。

勤務先に知られる?

裁判所が勤務先に通知することはありません(勤務先からの借入がある場合を除く)。

選挙権もなくなる?

投票も立候補もできます。公民権を失うことはありません。

辞めさせられる仕事がある?

弁護士、税理士、司法書士、警備員などには一定期間なれません。免責が確定すれば復権できます。

もうカードは持てない?

個人信用情報に5~10年を超えない期間記録されるので、その間は新たにクレジットカードをつくらず、住宅ローンを組むことができない可能性があります。

免責が許可されないこともある?

借金の原因が明らかにギャンブルや浪費の場合、免責されないこともあります。

自己破産、5人に1人は保証や肩代わりが原因と回答

【生活苦・低所得 61.47%】【病気・医療費 22.7%】【事業資金 17.37%】【失業・転職 16.32%】と続く自己破産の理由に、【保証債務 14.54%】【第三者の債務の肩代わり 4.68%】があります。複数回答ですが、ふたつあわせて19.22%の人が保証や肩代わりが多重債務に陥った原因と答えています(2017年破産事件及び個人再生事件記録調査/日本弁護士連合会)。

消費性金融会社などからいきなり借金の返済を求められたとき、連帯保証人は借り手本人と同格とみなされ、返済の義務を負います。連帯保証人には重い責任が課されるのです。どんなに親しい友人や親族の間でも、安易に保証人にならないよう注意しましょう。

個人信用情報の自己開示(有料)

利用者の申込みにより、契約内容や支払い状況などの信用情報を確認できる制度です。

カード・クレジットの情報 問合せ 0570-666-414

パソコン・スマホ・郵送・窓口で開示

(株)CIC

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7

新宿ファーストウエスト15階

(株)シー・アイ・シー 郵送開示センター宛

<https://www.cic.co.jp/mydata/pc/index.html>

消費者金融の情報 問合せ 0570-055-955

スマホ・郵送・窓口で開示

(株)日本信用情報機構 JICC

〒530-0003 大阪府大阪市北区堂島1-5-30

堂島プラザビル6階

(株)日本信用情報機構 開示窓口宛

<https://www.jicc.co.jp/kaiji/>

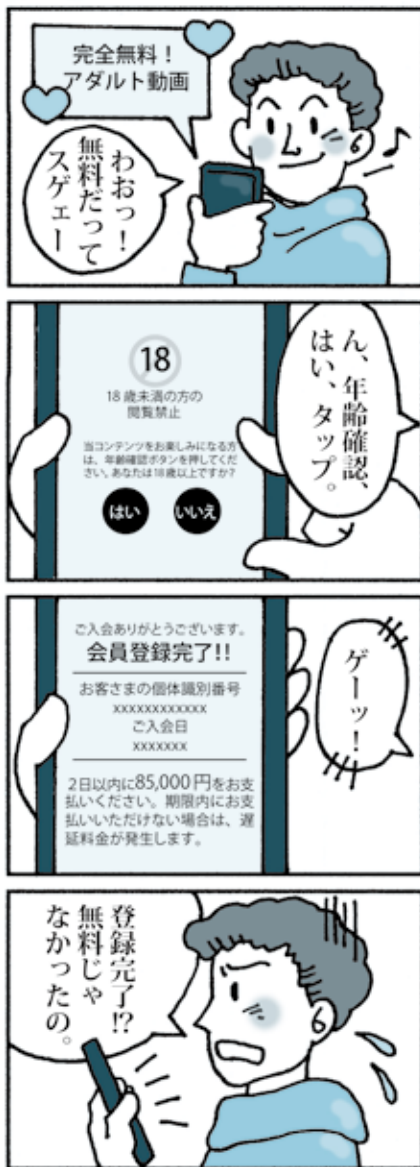
必要なもの: 信用情報開示申込書(指定フォーム)、本人確認資料(氏名・生年月日・住所が確認できるもの)、手数料
※CIC、JICCともに電話による情報開示は行っていない

無視がいちばん



ここをチェック! 「法務省管轄支局」など架空の組織を名乗って「訴訟」とか「差し押さえ」と脅してくるはがき、封書も架空請求です。無視しましょう。

えっ、登録完了!?



ここをチェック! 反射的にクリックしたり、身に覚えのない請求がきても、慌てず無視しましょう。相手はこちらが動かない限り何もできません。

まず相談!!
消費者ホットライン
188

いやや

2010年に7・8兆円だった消費者向け電子商取引額は2018年には約18兆円(経済産業省調べ、インターネットはすでに私たちの生活に浸透し、スマートフォンの普及もあつて、ますます

広がりをを見せています。その便利さの影でネットショッピング・トラブルも増え、ワンクリック詐欺、架空請求などネットならではの悪質商法が横行しています。

ネット社会のダークサイド

悪質商法にNO!

身に覚えのない請求が来たら

インターネット・サイトの画面をクリックした途端に、いきなり身に覚えのない請求画面が表示されるワンクリック詐欺。「会員登録完了!」などとうたい、高額の入会金などを請求してきます。また、突然メールやはがきでアダルトサイトの利用料金などを支払うよう請求が来るのが架空請求です。

いくら身に覚えがなくても家や勤務先に取り立てに行くと言われたら誰でも不安になります。でもそれが悪質業者の狙い。いちばんいいのは無視すること。

相手はアトラダムに送りつけているだけ。電話したり確認メールを送ると、こちらの個人情報や住所を伝えてしまうことになり、それをきっかけに脅迫的な取立てが始まりかねません。

ネットショッピング・トラブル

「お金を払ったのに商品が送られてこない」「届いた商品がニセモノや粗悪品だった」「返品したいが相手が不明」……ネットショッピングにはこんなトラブルがつきもの。

大手の通販サイトやオークションサイトだとも程度補償されている部分もありますが、正規品より極端に安かったり、連絡方法はメールだけ、個人名義の口座に振り込ませるなどのサ

ID、知らせる気?



ここをチェック！ 正規のホームページを利用してするので見た目の判別は困難。IDやパスワードの入力を求めてきたら、踏みとどまること。音声による詐欺の場合も同様。

レビューも創作かも？



ここをチェック！ 事業者の住所や評価、返品条件などを確認。極端に安かったり、不自然な日本語は要注意です。支払い方法が銀行振込だけというのも注意です。

ファン冥利のはずが



ここをチェック！ 憧れの存在が突然身近に現れると信じてしまうかもしれません。でも、やり取りをするのにプリカなどの金銭が必要な時点で、怪しいと立ち止まりましょう。

電話料金と一緒に引き落とす「キャリア決済」でも、アカウントが流出してしまえば同じ被害にあいます。日ごろから偽のなりすましメールや、パスワードの入力を求めるURLに誘導するアプリには警戒しましょう。

アカウントが盗まれる
銀行やカード会社のホームページそっくりの画面に誘い込んで、あなたの口座のID・パスワードを盗み出すのがフィッシング詐欺です。最近は宅配便の不在通知を装い、個人情報盗み出す手口も増えています。

クレジットカードの場合、カード会社が不正使用と認めた場合は、カードに付帯する盗難保険で損害が補償されます。利用明細を常にチェックすることをおこなわず、心当たりのない請求や被害に気づいたらすぐ銀行やカード会社、警察に連絡、被害が広がるのを防ぎましょう。

イトの利用は要注意です。大手のサイト内に出店しているショップでも、レビューを意図的に操作してユーザーを安心させ、粗悪品を売り付ける手法も登場しています。

ネットショッピングは通信販売にあたるため、クーリング・オフはできません。ただし返品ルールにより、返品が可能です【25ページ】。

「リッチ」寸前



ここをチェック! セミナーでマインドコントロールしたり、断りにくい人間関係を利用します。高額契約で借金を抱えたうえに、家族や友人まで道連れにしています。

話題のもうけ話?



ここをチェック! 話題性に便乗した詐欺的な投資話が絶えません。仮想通貨のような、価格変動リスクや不正アクセスリスクの大きな投機的な商品には注意が必要。

まず相談!!
消費者ホットライン

188

いやや

「楽してもうかる」は無い!!

悪質商法にNO!

「家にいながら高収入」などと誘い、いろいろな名目でお金を払わせる在宅ワーク詐欺(内職商法)、簡単にもうかるからと偽り、もうけのノウハウを書いたUSBメモリーなどを高額で買う

せる情報商材詐欺、「会員を紹介すればもうかる」と勧誘され、初期投資の借金だけが残る人間関係まで壊してしまふマルチ商法。いずれも、もうかるという甘い話から始まります。

きつかけはSNS

最近はSNSで同じ趣味や興味を持つ人とつながりやすくなりました。それを悪用して悪質商法に誘い込むケースが増えています。たとえば同じアイドルのファンとして知り合い、コンサート費用や旅費などもまかなえるほどのもうかる話があると誘われ、もうけのノウハウを記載したUSBメモリー(情報商材)を高額で購入したが収入は得られなかったという事例も。

SNSで知り合った同じ大学の学生から仮想通貨を購入できると誘われ、専用のアプリケーションソフトを買うためクレジット契約を結んだ学生も。もちろん簡単に稼げる仕組みにはなっていない。『すぐに元がとれる』と誘われても、借金を返しながらもうかるほど甘い話は世の中にありません。

「空き時間に簡単に稼げます」

自宅にいながら、あるいはサイドビジネスとして、空き時間に簡単な作業をするだけで稼げますと勧誘するのが「在宅ワーク詐欺(内職商法)」。

仕事内容は宛名書きやテープ起こし、商品のモニター、データ入力やホームページ作成など、多岐にわたりますが、仕事をしてもらうために必要だと高額教材やソフトを売りつけるのが本目的。まだ子どもが小さい、ま

オーナーの夢が…



ここをチェック！ 年金補助や節税など、将来への保険としての投資のはずが、家賃収入がなくなる場合も。物件の老朽化など資産価値の維持にも費用がかかります。

うまい話には罠がある



ここをチェック！ 申し込んでもいない懸賞や商品が当たったり、理由をつけてお金を振り込ませるのは、詐欺です。対応しないで無視しましょう。うますぎる話は罠です。

楽にもうかるは無い



ここをチェック！ 自宅で空き時間に仕事をしたい人に、「ネットの広告収入だけで高収入」などと誘います。しかし、仕事の準備にお金が必要とされること自体、詐欺です。

たは親の介護などで外に働きに行くことができない人などの心理につけ込み、すぐに稼げて元がとれると巧妙に誘い込みます。

マルチ商法はなくなるらない

マルチ商法は「連鎖販売取引」とい、会員を紹介して増やせば「必ずもうかる」という甘い誘いから始まります。ところが、最初に自分で商品を購入したり高い入会金を払わないといけません。健康食品や浄水器などのほかに、最近は「モノなしマルチ」と呼ばれ高額なアプリなどをダウンロードさせる手口も登場しています。業者の言うままに消費者金融や提携ローンから借り入れると、すぐに返済に行き詰まってしまうケースも。

悪質業者は「これはマルチではありません」と環境問題やベンチャービジネスなどに見せかけます。セミナーを装った会場で「みんなで夢に向かって頑張ろう」とあおられ、ステージが上げればさらに稼げるとマインドコントロールされてしまいます。

そして紹介するのは自分の友人知人たち。つい強引な勧誘をしまい、友情も信頼関係も壊してしまいます。しかも勧誘した人が新たな会員になれば、自分は被害者だけでなく、加害者にもなってしまうのです。

違約金、ウソー？



ここをチェック！ 「キャンペーンなので返金はできない」とか、契約時に十分な説明がなければクーリング・オフできます。店の雰囲気や飲まれてはダメ。

綺麗になりたい!!



ここをチェック！ 「いまだけ特別価格」などの勧誘に気をつけましょう。「次々販売」のケースもあります。サービスにかかる契約はクーリング・オフできます。

まず相談!!
消費者ホットライン

188

いやや

相手はだましのプロ

悪質商法にNO!

「キレイになりたい」「異性から好かれたい」「お金持ちになりたい」……誰もが抱いているそんな願望につけこむのが悪質商法です。特にクレジット契約ができる20歳を過ぎたばかりの若者

が狙われます。2022年には18歳から成人になるため、さらなる警戒が必要です。どんなに気をつけても相手はだましのプロ。手口もどんどん巧妙化しています。

納得できない契約はしない

世の中にはあの手この手で高額の商品やサービス売りつける悪質商法が後を絶ちません。分割払いならと強引にクレジット契約を結ばされ、やがて返済に行き詰まり多重債務に陥ってしまう例も。「自分は大丈夫」と思っている人ほど危険です。なぜなら相手はだましのプロ。納得できない契約は絶対にしない、という心構えが必要です。それでも契約してしまったら、解約や取り消しなどの解決策があることを忘れずに。自分だけでなく、家族や友人が不本意な契約を結んだときにも役に立ちます。

若者が狙われる

街を歩いていると「ちょっとアンケート」と呼びとめられます。「アンケートのお礼に景品を」「無料のお肌診断を」などと言葉巧みに近くの事務所や店に連れて行き、数人で囲んで断りきれない雰囲気をつくり、高額の商品やサービスを契約させるのがキャッチセールスです。痩身エステ、美容脱毛、健康食品、英会話などがよくあるケースです。

SNSなどをきっかけによく知らない人から誘われ、行ってみたら会員権やアクセサリ、版画などを売りつけられた……これがアポイントメント

「お試し」のつもりが



ここをチェック! 一回だけのお試しのつもりが、いつの間にか「定期購入」、わかりにくい表示で商品を送りつけます。取り消せるので、泣き寝入りしないように。

誘いは断れない...



ここをチェック! 異性への恋愛感情などを逆手に取る古典的な商法です。商品を薦められる時点で「これはおかしい」と気づき、その場で断りましょう。

始まりはアンケート



ここをチェック! カンタンに断れない雰囲気にして高額商品の契約を迫るキャッチセールス。ついていけない、その場で契約しない、が基本です。

【26ページ】。悪質業者にひっかかってしまった、だまされて恥ずかしいと悩む前に、取り消しや解約を目指して、まず行動しましょう!

解約したいと思ったらひとりで悩まずに、まず最寄りの消費生活センターなどに相談しましょう。早ければ早いほど解決の方法も見つけやすいのです

【26ページ】。悪質業者にひっかかってしまった、だまされて恥ずかしいと悩む前に、取り消しや解約を目指して、まず行動しましょう!

解約したいと思ったらひとりで悩まずに、まず最寄りの消費生活センターなどに相談しましょう。早ければ早いほど解決の方法も見つけやすいのです

【26ページ】。悪質業者にひっかかってしまった、だまされて恥ずかしいと悩む前に、取り消しや解約を目指して、まず行動しましょう!

解約したいと思ったらひとりで悩まずに、まず最寄りの消費生活センターなどに相談しましょう。早ければ早いほど解決の方法も見つけやすいのです

【26ページ】。悪質業者にひっかかってしまった、だまされて恥ずかしいと悩む前に、取り消しや解約を目指して、まず行動しましょう!

解約したいと思ったらひとりで悩まずに、まず最寄りの消費生活センターなどに相談しましょう。早ければ早いほど解決の方法も見つけやすいのです

【26ページ】。悪質業者にひっかかってしまった、だまされて恥ずかしいと悩む前に、取り消しや解約を目指して、まず行動しましょう!

解約したいと思ったらひとりで悩まずに、まず最寄りの消費生活センターなどに相談しましょう。早ければ早いほど解決の方法も見つけやすいのです

【26ページ】。悪質業者にひっかかってしまった、だまされて恥ずかしいと悩む前に、取り消しや解約を目指して、まず行動しましょう!

解約したいと思ったらひとりで悩まずに、まず最寄りの消費生活センターなどに相談しましょう。早ければ早いほど解決の方法も見つけやすいのです

【26ページ】。悪質業者にひっかかってしまった、だまされて恥ずかしいと悩む前に、取り消しや解約を目指して、まず行動しましょう!

解約したいと思ったらひとりで悩まずに、まず最寄りの消費生活センターなどに相談しましょう。早ければ早いほど解決の方法も見つけやすいのです

【26ページ】。悪質業者にひっかかってしまった、だまされて恥ずかしいと悩む前に、取り消しや解約を目指して、まず行動しましょう!

解約したいと思ったらひとりで悩まずに、まず最寄りの消費生活センターなどに相談しましょう。早ければ早いほど解決の方法も見つけやすいのです

【26ページ】。悪質業者にひっかかってしまった、だまされて恥ずかしいと悩む前に、取り消しや解約を目指して、まず行動しましょう!

解約したいと思ったらひとりで悩まずに、まず最寄りの消費生活センターなどに相談しましょう。早ければ早いほど解決の方法も見つけやすいのです

【26ページ】。悪質業者にひっかかってしまった、だまされて恥ずかしいと悩む前に、取り消しや解約を目指して、まず行動しましょう!

解約したいと思ったらひとりで悩まずに、まず最寄りの消費生活センターなどに相談しましょう。早ければ早いほど解決の方法も見つけやすいのです

【26ページ】。悪質業者にひっかかってしまった、だまされて恥ずかしいと悩む前に、取り消しや解約を目指して、まず行動しましょう!

解約したいと思ったらひとりで悩まずに、まず最寄りの消費生活センターなどに相談しましょう。早ければ早いほど解決の方法も見つけやすいのです

【26ページ】。悪質業者にひっかかってしまった、だまされて恥ずかしいと悩む前に、取り消しや解約を目指して、まず行動しましょう!

解約したいと思ったらひとりで悩まずに、まず最寄りの消費生活センターなどに相談しましょう。早ければ早いほど解決の方法も見つけやすいのです

もしも被害にあったら 解決法

いったん契約したら、一方的にやめることはできません。しかし、契約内容や勧誘方法に問題があれば、「消費者契約法」「特定商取引法」を活用して解約や取り消しができます。契約から8〜20日間以内なら、無条件に申込みの撤回や契約の解除ができるクーリング・オフ制度もあります【25ページ】。

契約した事業者（英会話教室やエステ店など）が販売時にウソをついていたり、商品に問題があった場合、また突然閉鎖したり雲隠れしてしまったといった場合はクレジット会社への支払い停止を求めることができます（支払い停止の拒弁権）。

解約したいと思ったらひとりで悩まずに、まず最寄りの消費生活センターなどに相談しましょう。早ければ早いほど解決の方法も見つけやすいのです

【26ページ】。悪質業者にひっかかってしまった、だまされて恥ずかしいと悩む前に、取り消しや解約を目指して、まず行動しましょう!

解約したいと思ったらひとりで悩まずに、まず最寄りの消費生活センターなどに相談しましょう。早ければ早いほど解決の方法も見つけやすいのです

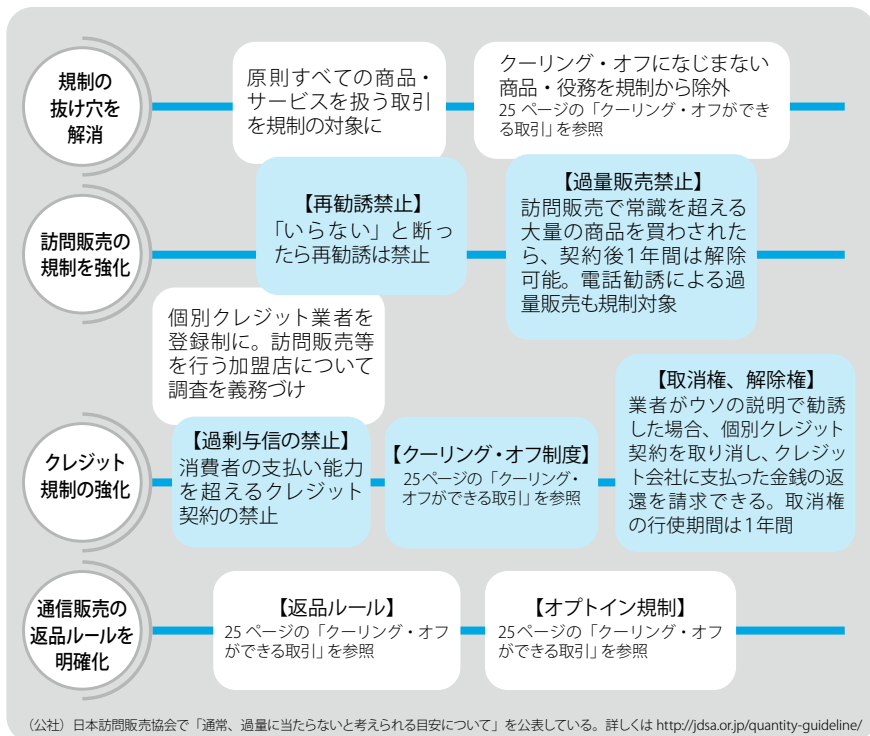
【26ページ】。悪質業者にひっかかってしまった、だまされて恥ずかしいと悩む前に、取り消しや解約を目指して、まず行動しましょう!

解約したいと思ったらひとりで悩まずに、まず最寄りの消費生活センターなどに相談しましょう。早ければ早いほど解決の方法も見つけやすいのです

特定商取引法・割賦販売法／規制のポイント

【特定商取引法】は、消費者トラブルを生じやすい取引を類型化し、事業者が守るべきルールと消費者保護を定めています。

【割賦販売法】は、クレジット取引などを対象に、事業者が守るべきルールを定めています。



クーリング・オフは必ず書面で!!

クーリング・オフ期間内に「内容証明郵便」、「簡易書留」、または「特定記録郵便」で送付します。書面はコピーをとっておき、送付の記録といっしょに保管しましょう。クレジット契約をしている場合は、クレジット会社にも同じ通知を出します。

ハガキの書き方
必ず期間内に!!

※解除の理由を書く必要はありません。
※商品の引取りにかかる費用は販売業者の負担です。

契約解除通知書

契約年月日 令和〇年〇月〇日
商品名 〇〇〇
契約金額 〇〇〇円
販売会社名 〇〇〇

上記の契約は解除します。
なお、速やかに支払い済みの〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。

令和〇年〇月〇日

住所
氏名

泣き寝入りはしない。すぐ行動!

悪質商法にNO!

まず相談!!
消費者ホットライン

188

いやや

「だまされた」「断りきれなかった」、そんな契約を結んでしまっても、取り消す方法はいろいろあります。ひとりで悩まず、消費生活センターなどにすぐ相談しましょう。

クーリング・オフ制度も商品やサービスによって8日〜20日以内の通告がルール。相談が早ければ早いほど、解決のための糸口が見つけやすいのです。

1 まずクーリング・オフを活用

実際に不本意な契約を結んでしまった時の強い味方がクーリング・オフです。特定商取引法や割賦販売法で定められている「クーリング・オフ」とは文字通り「頭を冷やす」という意味。契約した後でも一定期間内であれば、無条件で申込みの撤回または契約の解除ができます。全額返してもらえますし、商品の引取り費用は業者負担です。しかし、通信販売にはクーリング・オフの適用がありません(ただし、返品ルールあり。25ページ参照)。

2 特定商取引法で取り消す

特定商取引法では、販売目的を隠して個室などへ誘い込んだり、うその説明や重要事項を告げないなどの違法な勧誘により契約した場合は、契約を取り消すことができます。また、いかないと言ったのに再三勧誘に来て押し切られた場合も取り消せます。

いわゆるマルチ商法でも「簡単にもうかる」などのウソや誇大な説明で勧誘された契約は取り消せます。たとえクーリング・オフ期間が過ぎていても中途解約が可能です。

3 割賦販売法で取り消す

個別クレジット契約も、クーリング・

クーリング・オフができる取引（特定商取引法）

取引形態	販売方法	クーリング・オフの期間※	個別クレジット契約のクーリング・オフ
訪問販売	家庭訪問など、店舗以外の場所で行った契約 キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠商法など	8日間	個別クレジット契約のクーリング・オフを通知すれば、販売契約も同時にクーリング・オフできる
電話勧誘販売	自宅や職場にかかってきた電話で勧誘、契約		訪問販売等は8日間
特定継続的役務提供	継続的にサービスを提供する指定7業種……エステ、美容医療、語学教室、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、家庭教師		
連鎖販売取引 （マルチ商法）	他人を勧誘して販売組織を連鎖的に拡大 ネットワークビジネスともいう	20日間	特定連鎖販売個人契約、業務提供誘引販売契約は20日間
業務提供誘引販売	仕事をすれば収入が得られるとして商品購入の契約 内職・モニター商法		
通信販売	郵便、電話、FAX、インターネットなどで申込み、契約	返品ルールがない場合、受け取った日から8日以内であれば返品可能（送料は購入者負担）	
訪問購入	店舗以外の場所で、事業者が消費者から物品を買い取る契約（訪問買取）……自動車、大型家電、家具、書籍、有価証券、CD・DVD は対象外	8日間（売主＝消費者は期間中、物品の引き渡しを拒否できる。また、第三者に物品の所有権を主張できる）	

えっ、解約できるの!?

以下の7つの「特定継続的役務提供」は、理由を問わずに中途解約できます。サービスを受け始めていても、不当に高い損害金を支払う必要はありません。表は解約手数料の上限額です。

役務の種類	サービス利用前	サービス利用後
エステティック	2万円	未使用サービス料金の1割か2万円の、いずれか低い額
美容医療	2万円	未使用サービス料金の2割か5万円の、いずれか低い額
語学教室	1万 5000 円	未使用サービス料金の2割か5万円の、いずれか低い額
学習塾	1万 1000 円	月謝相当額か2万円の、いずれか低い額
パソコン教室	1万 5000 円	未使用サービス料金の2割か5万円の、いずれか低い額
結婚相手紹介サービス	3万円	未使用サービス料金の2割か2万円の、いずれか低い額
家庭教師	2万円	月謝相当額か5万円の、いずれか低い額

契約残高／契約した総額から、すでに提供されたサービス料金を引いた額

※**クーリング・オフができない取引**……● 3000 円未満の現金取引 ● 使用・消費した化粧品・健康食品などの消耗品（未使用分はクーリング・オフが可能） ● 自動車、電気・ガス、葬儀など

※**期間は業者などから（申込みや契約の内容が書かれた）書面を受け取った日から数えます**。その期間内に郵便局へ出せばよいのです。悪質な業者から「クーリング・オフできない」とだまされたり、脅されたりするなどクーリング・オフの妨害があった場合はクーリング・オフの期間が延長されます。

※**返品ルール**……通信販売では返品ルールを決め「食品の返品不可」「使用前に限り返品可」などと商品ごとに広告やネット画面に明示することになっています。この表示がない場合は、8日間以内であれば、送料を消費者が負担することにより返品（契約解除）できます。

※**オプトイン規制**……消費者があらかじめ承諾しない電子メール広告の送信は原則禁止。請求していないファックスによる広告も禁止。

※**ネガティブ・オプション**……購入の申込みをしていない商品を勝手に送りつけ、代金を請求する商法のこと。商品が到着して14日間（業者に引取りを請求した場合は、請求日以後7日間）保管したら、自由に処分できます。

4 消費者契約法で取り消す

クーリング・オフ期間が過ぎて、次のような「誤認」や「困惑」があった場合、消費者契約法で取り消すことができます。

「販売時の説明がウソだった」（不実告知）、「必ずもつかると言われたのに損をした」（断定的判断）、「都合のいいことだけを説明された」（不利益事実の不告知）、「契約するまで帰れなかった」（退去妨害）、「相手が居座って帰ってくれなかった」（不退去）など。

5 民法で取り消す

契約の重要な内容を思い違い（錯誤）によって意思表示をした場合や、だまし（詐欺）、脅し（強迫）によって意思表示をした契約は取り消すことができます（95条・96条）。

また、未成年者が親などの同意を得ずにした契約は取り消すことができます（5条）。

[組合員なら]

労働組合、またはろうきんの多重債務相談ダイヤルへ

あきらめたり
泣き寝入りはダメ！相談は
消費者ホットライン
いやや
188へ。

消費者ホットライン 188（いやや 局番なし）に電話をすると、音声ガイダンスが流れ、郵便番号を入力するなどを行えば、住まいの地域の消費生活センター等を案内

[奨学金の滞納]

日本学生支援機構・奨学金相談センター
奨学金返還に関する相談
TEL 0570-666-301
奨学金問題対策全国会議
TEL 03-5802-7015

[ワンクリック請求の登録画面が消えない]

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）
セキュリティセンター
<https://www.ipa.go.jp/security/>
YouTube の IPA Channel も参照

[所得が低く、生活困窮！]

生活保護
……居住する自治体の福祉事務所
……各地の生活保護支援法律家ネットワーク（首都圏は 048-866-5040）
生活福祉資金貸付制度
……お近くの社会福祉協議会

[契約を取り消したい・悪質商法などの相談]

全国の消費生活センター
消費者ホットライン 188（いやや 局番なし）から最寄りの消費生活センター等にアクセス

国民生活センター・越境消費者センター
海外から購入した商品（インターネット通販、店頭でのショッピング含む）に関するトラブルに
<https://ccj.kokusen.go.jp/>

各都道府県警察本部の総合相談窓口
不当請求や、法外な金利を取られたり、脅迫的な取立てを受けた場合 #9110

法テラス（日本司法支援センター）
法的トラブルに関する相談先を紹介
TEL 0570-078374
<http://www.houterasu.or.jp/>

[借金を解決して生活を立て直したい]

日本弁護士連合会・ひまわりお悩み 110 番
TEL 0570-783-110（なやみひやくとうばん）
<http://www.nichibenren.or.jp/>
ホームページで全国各地の弁護士会の連絡先を紹介

日本司法書士会連合会
TEL 03-3359-4171
<http://www.shiho-shoshi.or.jp/>
ホームページで全国各地の司法書士会の連絡先を紹介

法テラス（日本司法支援センター）（前出）

[ヤミ金の犯罪的取り立てに屈しない]

全国クレサラ・生活再建問題対策協議会
<http://www.cresara.net/>
ホームページから全国各地の加盟団体の相談窓口が検索できます

全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会
（被連協／大阪いちようの会）
TEL 06-6361-0546 FAX 06-6361-6339

地元の警察／生活安全課

日本弁護士連合会（前出）

日本司法書士会連合会（前出）

困ったときは、まず相談

！解決策はある！

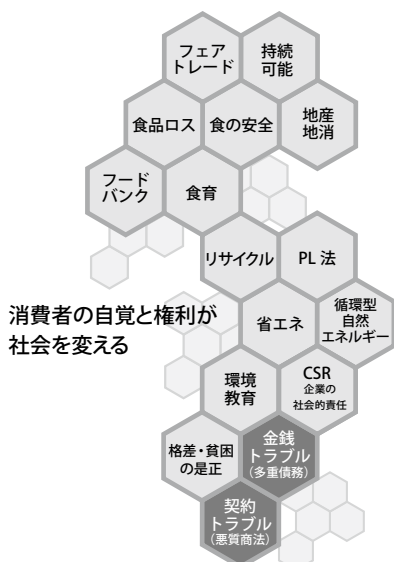
どうすればいいか困ったときは、ひとりで悩まずに相談しましょう。職場に組合があれば、勇気をだして相談しましょう。消費者ホットラインからは、最寄りの消費生活センターに通じるネット

ワークが整備されています。学生なら、学生課利用も。セーフティネットを活用しながら問題を解決し、生活を再建する……同時に、被害を未然に防ぐ知識も身につけましょう。

自立した消費者とは
消費者教育推進法は、目指すべき消費者市民社会を「自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会」と規定しています。

私たちは消費活動を通して「環境問題」や「食の安全」など、あらゆる領域を変えていく力を持っています。「自立した消費者」とは単なる努力目標ではありません。消費者トラブルを未然に察知し、的確に判断し、本物の豊かさをつくりだす技量を身につけていかなければなりません。

本書は、基本的な金銭（多重債務）・契約（悪質商法）トラブルに焦点を当て、より身近な消費者教育に資する小冊子となるよう作成しています。



「ろうきん」を知っていますか？

【目的】 ろうきんは、はたらく仲間がつくった金融機関

ろうきんは、労働組合や生活協同組合のはたらく仲間が、お互いを助け合うために資金を出し合ってつくった、協同組織の福祉金融機関です。わが国に金融機関はたくさんありますが、はたらく仲間とその家族の生活が豊かになることを目的につくられた金融機関は、ろうきんだけです。はたらく人たちの暮らしを支え、快適で過ごしやすい社会づくりをめざしています。

【運営】 ろうきんは、営利を目的としない金融機関

銀行は株式会社であることから、主要株主の意向に運営が左右され、一般利用者の小さな声はなかなか反映されません。一方、ろうきんは「労働金庫法」という法律に基づいて、非営利を原則に、会員（労働組合、生活協同組合などの団体）およびその構成員の一人ひとりが主人公として、公平かつ民主的に運営されています。

【運用】 ろうきんは、生活者本位に考える金融機関

ろうきんの預金・ローンなどの商品や各種サービスなどは、銀行とほとんどかわりません。しかし、はたらく仲間から預かった資金は、大切な共有財産として考え、住宅・教育・マイカーなどの資金としてはたらく仲間の生活を守り、より豊かにするために使われています。企業中心に融資している銀行とは、資金の運用面でもはっきり違います。

消費者の自立を支援するために

マネートラブルにかっ！ 改訂第6版

発行／2020年4月 改訂第6版

2005年 1月 初版
2007年10月 改訂第2版
2010年 6月 改訂第3版
2013年 7月 改訂第4版
2016年10月 改訂第5版

発行所／一般社団法人 全国労働金庫協会

監修／勝又長生（消費生活コンサルタント）

編集委員／米澤伸明（四国労働金庫）
有竹丈司（中央労働金庫）
井元英子（全国労働金庫協会）
進藤 真（全国労働金庫協会）
青山浩之（全国労働金庫協会）
塩原洋光（全国労働金庫協会）

編集協力／堀 博・吉沢弥生

マンガ／中西やす子

この冊子のお問い合わせは

（一社）全国労働金庫協会 組織渉外部

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 2-5-15

TEL 03-3295-0718 FAX 03-3295-1140

参考文献

『きみはリッチ？—多重債務に陥らないために—』
（金融広報中央委員会）

ろうきんのセーフティーネット 多重債務相談ダイヤル

全国のろうきんでは、多重債務者の救済や今後の発生防止に向け取組みを強化しており、高金利からの借換え運動を展開しています。

北海道労働金庫

お客様相談室（札幌）● 011-208-5711

東北労働金庫 [青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島]

お客様サービスセンター ● 0120-1919-62

中央労働金庫

[茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨]

営業統括部 販売支援企画 ● 03-3293-2136

新潟県労働金庫

お客様相談ダイヤル ● 0120-191-880

長野県労働金庫

多重債務相談デスク ● 026-237-4141

静岡県労働金庫

お客様サービスセンター ● 0120-609-123

北陸労働金庫 [富山・石川・福井]

営業推進部 ● 076-231-2166

東海労働金庫 [愛知・岐阜・三重]

多重債務相談デスク ● 0120-690-113

近畿労働金庫 [滋賀・奈良・京都・大阪・和歌山・兵庫]

多重債務相談デスク ● 06-6449-0862

中国労働金庫 [鳥取・島根・岡山・広島・山口]

多重債務相談ダイヤル ● 0120-89-3787

四国労働金庫 [徳島・香川・愛媛・高知]

多重債務相談デスク ● 0120-174-690

九州労働金庫 [福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島]

多重債務相談デスク ● 0120-213-182

沖縄県労働金庫

お客様相談デスク ● 0120-602-040

[] 内は営業エリア

（一社）全国労働金庫協会

多重債務相談デスク ● 03-3295-6740

詳しくは
インターネットで

ろうきん

検索



消費者の自立を支援するために

マネートラブルに かつ！

〔改訂第6版〕

〔2020年4月改訂〕